

三原市立中学校における運動部活動の地域展開に関する基本方針

1 趣旨

中学生が運動部活動から、地域でのスポーツ活動に参加する「三原市地域スポーツ活動」へ展開するための基本的な方針を定める。

2 地域展開の目的

本市においても、少子化の進展や中学生のライフスタイルの多様化、教職員の働き方改革の進展等により、運動部活動を従前と同様の体制で継続することが困難になりつつある。

よって、中学生が今後も継続してスポーツ活動に取り組むことができる環境を確保するため、運動部活動の地域展開を進める。

3 めざす姿

中学生が自分の希望に応じて地域でのスポーツ活動に参加できる。

4 めざす姿を達成するための工程

(1) 全般

ア 学校及び関係団体で組織する「三原市立中学校の運動部活動の地域展開に係る推進協議会」を設立し、今後の取り組みについて協議する。

イ 三原市体育協会加盟団体と協議し、地域スポーツ活動に参加する団体（以下「地域スポーツ活動団体」という。）の拡充を図る。

(2) 休日の部活動の廃止

ア 令和8年度末での休日の部活動の廃止を目標とする。

イ 休日に活動する地域スポーツ活動団体を募集し、令和9年度から活動を開始する。

(3) 平日の部活動の廃止

ア 令和11～13年度の期間内で平日の部活動での廃止を、今後検討する。

イ 平日及び休日に活動する地域スポーツ活動実施団体を募集し、令和11年度から活動を開始する。

5 その他

国や県の指針・方針の改定、学習指導要領の改訂等により、本方針の見直しを行う場合がある。